日本政策金融公庫
国民生活事業

令和8年度版

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

融資のご案内



融資の特徴

- 事業を営むほとんどの方がご利用いただけます。
- 無担保・無保証人での融資もお取り扱いしています。
- 新たに事業を始める方もご利用いただけます。
- 長期のご返済が可能で、お利息は固定金利です。

※業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合がございます。

ご利用いただける方			融資制度		融資限度額	ご返済期間	
						設備資金	運転資金
一般貸付	事業を営むほとんどの業種の方		一般貸付(注1)		4,800万円	10年以内	7年以内
					特定設備資金 7,200万円	20年以内	—
特別貸付	新たに事業を始める方・事業開始後おおむね7年以内の方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	新企業育成貸付	新規開業・スタートアップ支援資金	7,200万円	20年以内	10年以内
		女性の方、35歳未満または55歳以上の方		女性、若者/シニア起業家支援関連			
		中小会計を適用する方		中小企業経営力強化関連			
		廃業歴等があり、創業に再チャレンジする方		再挑戦支援関連			15年以内
	新事業活動に取り組む方	新たに第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）を図る方など		新事業活動促進資金			10年以内
	事業拡大・生産性向上、取引適正化等を図る方	卸・小売業、食品関係等の製造小売業、飲食サービス業、サービス業等を営む方であって、合理化・共同化等のための設備投資を行う方など	企業活力強化貸付	企業活力強化資金	7,200万円(注2)	20年以内	10年以内
		観光に関する事業を営み、生産性向上に向けた取組みを行う方		観光産業等生産性向上資金			
		装備品製造等基盤事業者の認定を受けた方		装備品製造等基盤強化資金		30年以内	
	事業承継・M&Aに取り組む方	事業承継の準備を行う方、事業承継時に株式・事業用資産を取得する方、または事業承継後に新たな取組みを行う方など		事業承継・集約・活性化支援資金			
	社会的課題の解決を目的とした事業を営む方	NPO法人や、保育・介護サービスを営む方、または社会的課題の解決を目的とする事業を営む方		ソーシャルビジネス支援資金		20年以内	
	海外展開を図る方	海外への直接投資・販売強化、海外企業への生産委託に取り組む方		海外展開・事業再編資金			
	環境・エネルギー対策に取り組む方	一定の基準に適合する建設機械等やグリーントランスフォーメーションに必要な設備を導入する方など	環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	7,200万円	20年以内	10年以内
	一時的に業況が悪化している方	中東情勢などの社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に業況が悪化している方	セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	7,200万円	20年以内	10年以内
		取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している方		取引企業倒産対応資金	3,000万円(注2)	—	
		過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け債務負担が重くなっている方		危機対応後経営安定資金	7,200万円(注2)		20年以内
	事業の再建を図る方	取引金融機関の支援や中小企業活性化協議会の関与などにより企業の再建を図る方	企業再生貸付	企業再建資金	7,200万円(注2)	20年以内	
	財務体質の強化を図る方	スタートアップや新事業展開・海外展開・事業再生に取り組む方など	資本性ローン（挑戦支援資本強化特別貸付）(注3)		7,200万円(注2)	5年1カ月以上20年以内（期限一括返済、利息は毎月払）	
生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を営む方（飲食店営業、理容業、美容業、旅館業、クリーニング業の方など）(注4)	生活衛生関係の事業を営む方	一般貸付（生活衛生貸付）		7,200万円～4億8,000万円（業種によって異なります。）	13年以内（業種またはお使いみちによって異なります。）	—
		振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	振興事業貸付［設備資金］		1億5,000万円～7億2,000万円（業種によって異なります。）	20年以内（お使いみちによって異なります。）	—
			振興事業貸付［運転資金］		5,700万円	—	10年以内

(注1) 一般貸付について、表中のご返済期間を超えるお取り扱いをご希望の場合は、お近くの支店へお問い合わせください。
(注2) 事業承継・集約・活性化支援資金、ソーシャルビジネス支援資金、取引企業倒産対応資金、危機対応後経営安定資金、企業再建資金、挑戦支援資本強化特別貸付は、他の融資制度の残高にかかわらず別枠でご利用いただけます。
(注3) ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じた利率（0.50～3.95%、いずれも年利）が適用されます。
(注4) 生活衛生貸付については、クリーニング取次業に業態転換した方のうち一定の要件に該当する方も対象となります。ただし一般貸付（生活衛生貸付）および振興事業貸付の融資限度額は4,800万円です。

災害の影響を受けた方

ご利用いただける方	融資制度	融資限度額	ご返済期間
融資制度に定める災害により直接被害または間接被害を受けた方	令和2年7月豪雨特別貸付・令和6年能登半島地震特別貸付	6,000万円（各種融資制度に上乗せ）	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内（注1）
融資制度に定める災害によりその他被害を受けた方		別枠 7,200万円	
東日本大震災により被害を受けた方で、東日本大震災事業者再生支援機構等(注2)から債権買取の支援を受けた方	東日本大震災復興特別貸付	6,000万円（各種融資制度に上乗せ）	運転資金：15年以内（注1）

（注１）直接被害または間接被害を受けた方は、適用する融資制度に定めるご返済期間が本制度のご返済期間より長い場合、当該ご返済期間が適用されます。
（注２）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構または株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条に規定する産業復興機構のことをいいます。

商工会議所・商工会・生活衛生同業組合などの経営指導を受けている方

融資制度	融資限度額	ご返済期間	融資制度の特徴
マル経融資（小規模事業者経営改善資金） 生活衛生改善貸付	2,000万円（注1）	10年以内（注2）	無担保・無保証人

（注１）災害の影響を受け、一定の要件に該当する方は、2,000万円+別枠1,000万円となります。
（注２）令和６年能登半島地震等の影響を受け、一定の要件に該当する方は、別枠1,000万円の部分については運転資金が15年以内、設備資金が20年以内となります。

併用できる特例制度（注1）

ご利用いただける方	特例制度	特例制度の特徴
新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を２期終えていない方	創業支援貸付利率特例制度	各種融資制度に定める利率から0.65%低減（注2）
従業員の賃上げを行う方	賃上げ貸付利率特例制度	各種融資制度に定める利率から0.5%低減（当初２年間）
経営者の保証を不要とする融資を希望される方であって、一定の要件を満たす方	経営者保証免除特例制度	経営者の保証を免除

（注1）ご利用いただく融資制度によっては、併用できない場合がございます。
（注2）雇用の拡大を図る場合は、各種融資制度に定める利率から0.9%低減となります。

経営者保証についてのQ&A

Q 融資を利用するにあたって、保証人は必要ですか。

A お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。個人営業の方は原則として無保証人となります。法人営業の方で代表者の保証を不要とする融資を希望される場合は、経営者保証免除特例制度など、無保証人でご利用いただける融資制度もご用意しております。

Q 経営者保証免除特例制度を利用すると、利率はあがりますか?

A 利率の上乗せはありません。各種融資制度に定める利率が適用されます。

各種融資制度について詳しく知りたい方は、右の二次元コードからご確認ください。

融資制度の一覧から探したい

事業内容や利用目的から探したい

（注）1 各種融資制度には元金返済の据置期間を設けることも可能です。
2 各種融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。
3 内容は令和8年8月1日時点のものです。

ご利用の手続き

ご相談

● 融資制度、お申込手続きなどのお問合せはチャットボットまたはお電話にて承っております。
お気軽にご相談ください。 ※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

■事業資金お問合せチャット



お問合せ担当の“みちびくん”です！
融資に関しては、まずは私にご相談ください。
24時間365日承ります！

▼ご利用はこちら

■事業資金相談ダイヤル

0120-154-505
（行こうよ！ 公庫）

※音声ガイダンスの後に「1」を選択してください。
※受付時間は、平日9:00～19:00となります（国民生活事業）。

▼ご利用はこちら

● 支店窓口でのご相談は、事前にご予約をお願いしております。
（オンラインでのご相談も承っております。）

お申込

● 「日本公庫ダイレクト」に新規会員登録またはログインのうえ、インターネット申込をご利用ください。

▼ご利用はこちら

会員登録は最短5分！
日本公庫ダイレクトは無料で
ご利用いただけます！

インターネット申込は、24時間365日対応！
来店・郵送よりスピーディーに
インターネット上で手続きが完結します！

〈お申込に必要な書類（電子データ）〉

個人営業の方	☐ 最近2期分の申告決算書
法人営業の方	☐ 最近2期分の確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含みます。） ☐ 最近の試算表（決算後6ヵ月以上経過している方または事業を始めたばかりで決算を終えていない方）
設備資金をお申込の方	☐ 見積書
生活衛生貸付をご利用になる方	☐ 都道府県知事の「推せん書」 （設備資金の申込金額が500万円以下の場合は不要です。） ☐ 生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」
はじめてご利用になる方	☐ 創業計画書（新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方） ☐ 企業概要書 ※創業計画書をご提出いただく場合、企業概要書のご提出は不要です。 ☐ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（法人営業の方） ☐ お客さま（法人の場合は代表者の方）の運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ） ☐ 許認可証（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）
電子契約サービスをはじめてご利用になる方	☐ 送金先口座の預金通帳（表紙・見開き1ページ目） ※返済口座としてご利用中の預金口座を送金先とする場合、送金先口座の預金通帳のご提出は不要です。 ※ご郵送によるお申込手続きをご希望の方または複数（2名以上）の代表者がいる法人営業の方は、「日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）利用申込書」のご提出が必要です。

※ExcelやPDF等の電子データをご準備ください。創業計画書や企業概要書、日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）利用申込書などの各種書式は日本公庫ホームページからダウンロードいただけます。
※ご郵送によるお申込手続きをご希望の方は、事業資金相談ダイヤルへご相談ください。

ご面談

● 資金のお使いみちや事業の状況（計画）などについてお話を伺います。
ご面談の際は、営業状況（計画）や資産・負債がわかる書類などをご準備いただきます。
● 店舗や工場をお訪ねすることがございます。
● オンラインでのご面談も承っております。

ご融資

● ご融資の決定後、ご契約に必要な手続きをご案内いたします。
● ご契約手続きについては、日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）をご利用ください。
● ご契約手続きの完了後、ご融資金を銀行等の金融機関の口座へ送金いたします。

▼ご利用はこちら

ご返済

● ご返済は原則として月賦払いです。

（注）1 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）、生活衛生改善貸付をはじめ、各種融資制度によっては手続きや添付していただく書類が異なる場合がございます。
2 商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどでもご相談を承っております。
3 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

Support your Business

日本政策金融公庫は事業を営むみなさまのための政策金融機関です。

国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業の3事業がそれぞれ連携し、幅広いサービスを提供しています。
国民生活事業では、小規模事業者や創業企業のみなさまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学・在学を応援する「国の教育ローン」や、恩給・共済年金などを担保とするご融資もお取り扱いしています。

教育資金のご融資（国の教育ローン）

ご利用いただける方

ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収（所得）が次表の金額以内の方

お子さまの人数	世帯年収（所得）	
1人	790万円以内（600万円以内）	左記金額を超えていても、一定の要件に該当すれば、990万円以内（790万円以内）まで緩和されます
2人	890万円以内（690万円以内）	
3人	990万円以内（790万円以内）	
4人	1,090万円以内（890万円以内）	
5人以上	コールセンターにお問い合わせください	

融資限度額

お子さまお1人につき
350万円

※以下のいずれかの資金の場合
- 自宅外通学
- 修業年限5年以上の大学（昼間部）
- 大学院
- 海外留学

お子さまお1人につき
450万円

ご返済期間

20年以内

（注）1 「お子さまの人数」とは、お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無は問いません。
2 世帯年収（所得）には、世帯主のほか、配偶者などの収入（所得）も含まれます。
3 年収は源泉徴収票の「支払金額」欄、所得は確定申告書の「所得金額の合計」欄をご確認ください。
4 今年の世帯年収（所得）が、上表の金額以内となる見込みのある方（一定の要件に該当する方を含みます。）は、ご利用いただける場合がございます。
5 一定の要件については、日本公庫ホームページをご確認いただくか、教育ローンコールセンターにお問い合わせください。
6 ご親族などでもご利用いただける場合がございます。
7 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

▼ホームページはこちら

教育ローンコールセンター

ナビダイヤル

ハローコール **0570-008656**（※） または ハローコール **03-5321-8656**

受付時間 月～金 9:00-19:00（土日祝日、年末年始を除く。）

（※）無料通話、かけ放題プラン等の割引サービスの対象外

LINE公式アカウントのご案内

「国の教育ローン」のお役立ち情報をお届けします。



▼ LINE ID検索
@jfc_kyoikuloan

▼友だち追加はこちら

恩給や共済年金などを担保とするご融資

ご利用いただける方

軍人恩給や援護年金などの支給を受けていて、恩給や共済年金を担保とするご融資を現在ご利用いただいていない方

融資限度額

250万円
（ただし、軍人恩給や援護年金などの年額の3年分以内になります。）

お使いみち

住宅などの資金や事業資金

（注）1 令和2年の年金制度の法律改正により令和4年3月末をもって、軍人恩給や援護年金などを除き申込受付を終了しました。くわしくは日本公庫ホームページをご確認ください。
2 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

日本公庫ダイレクトアプリのご案内

各種お手続きが可能で、経営お役立ち情報などを提供している日本公庫ダイレクトがアプリでもっと身近に。ぜひご利用ください。

- お取引状況の確認や各種証明書の発行
- 法人名・住所等の変更お手続き
- 経営に役立つ情報をメールでお届け



▼詳細はこちら

LINE公式アカウントのご案内

経営の“プラス”になる情報をお届けします。ぜひ「友だち追加」をお願いします。



▼ LINE ID検索
@jfc_kokumin

▼友だち追加はこちら

ご注意 当公庫と関係のない業者が「公庫と提携している」などと装って、ダイレクトメールや電話により融資を勧誘したり、あっせんを持ちかけたりする事例が発生しています。このような勧誘等には十分ご注意ください。

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

■ 最寄りの支店

本誌に掲載されているコンテンツの無断転載・転用はお断りします。

（令和8年9月）